

第 6 号議案

第 2 回通常総会の招集及び開催について

(案)

業務規程の一部変更、平成 27 年度の事業報告及び決算報告の決定等について審議するため、定款第 17 条第 2 項に定める第 2 回通常総会を、以下のとおり、招集、開催する。

(1) 開催日時

平成 28 年 6 月 10 日 (金) 午前 10 時 30 分開始 (受付開始午前 10 時)

(2) 開催場所

大手町サンケイプラザ 4F ホール (東京都千代田区大手町 1-7-2)

(3) 目的事項

<決議事項>

第 1 号議案 業務規程一部変更の件

第 2 号議案 平成 27 年度事業報告決定の件

第 3 号議案 平成 27 年度決算報告決定の件

第 4 号議案 本総会議決事項の修正等に関する委任の件

<報告事項>

(1) 送配電等業務指針一部変更の件

(2) 業務規程第 189 条に基づく時期又は期限の暫定的な変更の件

(3) 監査報告の件

(4) 電力システム改革第 2 段階への移行に伴って生じている諸問題に関する件

(4) 開催費用 (概算) : 200 万円

会場使用料 : 140 万円

招集通知印刷・郵送費 : 40 万円

議案書印刷費 : 20 万円

(5) 招集通知

定款第 20 条第 2 項に基づき、別紙 1 の招集通知を本機関会員宛に発送する。

なお、本機関ウェブサイトでも総会招集について公表する。

以 上

【添付資料】

別紙 1 : 第 2 回通常総会招集通知及び同参考資料

第 2 回通常総会 招集のご通知

平成 2 8 年 5 月 1 8 日

電力広域的運営推進機関

平成28年5月18日

会員各位

東京都江東区豊洲六丁目2番15号
電力広域的運営推進機関
理事長 金本良嗣

第2回通常総会招集のご通知

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当機関の第2回通常総会（以下「本総会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

議決権を保有している会員につきましては「議決権行使書」を同封しておりますが、本総会にご出席いただけない場合は、「議決権行使書」をご提出いただくことにより議決権を行使することが可能です。本総会にご出席が難しい場合は、お手数をおかけいたしますが、別添総会参考書類をご覧いただき、「議決権行使書」に賛否をご表明のうえ、平成28年6月9日（木曜日）17時40分までに当機関に到着するように「議決権行使書」をご提出いただきますようお願い申し上げます。

なお、会員以外で送電システムを利用する事業者もご出席いただくことが可能です。

また、本総会の結果は、当機関ウェブサイト（<http://www.occto.or.jp/>）にてご報告させていただきます。

敬具

記

1. 日 時 平成28年6月10日（金曜日）午前10時30分（受付開始午前10時）
2. 場 所 東京都千代田区大手町1-7-2 大手町サンケイプラザ 4Fホール
3. 目的事項

決議事項

- 第1号議案 業務規程一部変更の件
- 第2号議案 平成27年度事業報告決定の件
- 第3号議案 平成27年度決算報告決定の件
- 第4号議案 本総会議決事項の修正等に関する委任の件

報告事項

- (1) 送配電等業務指針一部変更の件
- (2) 業務規程第189条に基づく時期又は期限の暫定的な変更の件
- (3) 監査報告の件
- (4) 電力システム改革第2段階への移行に伴って生じている諸問題に関する件

以上

-
1. 議決権を保有している会員につきましては、「出席票」を同封しておりますので、本総会に当日ご出席の際は、「出席票」を持参のうえ会場受付へご提出下さい。
 2. 議決権の集約について、当機関に届け出ている内容から変更がある場合または定款第24条第5項の定めによりグループ会社間で集約先を変更する場合は、平成28年6月3日（金曜日）17時40分までに「変更通知書」をご提出ください（「変更通知書」は当機関ウェブサイト（https://www.occto.or.jp/koiki/kanyu/2016_0311_sonota_kaihi_todoke.html）からご入手下さい）。
 3. 「議決権行使書」をご提出いただいた場合であっても、本総会にご出席いただいた場合には、本総会における議決権行使の内容を優先させていただきます。
 4. 複数のライセンスを保有している会員が、ライセンスごとに議決権の不統一行使を行う際は、平成28年6月3日（金曜日）17時40分までに不統一行使を行う旨及びその理由を通知してください。
 5. 総会参考書類に修正が生じた場合は、当機関ウェブサイト（<http://www.occto.or.jp/>）でお知らせいたします。

(別添)

総会参考書類

<決議事項>

第1号議案 業務規程一部変更の件

1. 変更の理由

「系統情報の公表の考え方」(平成27年資電部第17号)の改訂(平成28年4月1日)への対応及び一部業務の明確化等を図るためとなります。

2. 変更の内容

業務規程の一部を、別紙1のとおり、変更したいと存じます。

第 2 号議案 平成 2 7 年度事業報告決定の件

平成 2 7 年度の事業報告について、別紙 2 のとおりに致したいと存じます。

本事業報告に関しては、別紙 7 の電気事業法第 2 8 条の 4 9 第 2 項に基づく当機関監事の意見書を頂いております。

第3号議案 平成27年度決算報告決定の件

平成27年度の決算報告について、別紙3のとおりに致したいと存じます。

本決算報告に関しては、別紙7の電気事業法第28条の49第2項に基づく当機関監事の意見書を頂いております。

第4号議案 本総会議決事項の修正等に関する委任の件

本総会にて議決した議案（業務規程一部変更、平成27年度事業報告及び平成27年度決算報告）の内容については、若干の修正が必要となる可能性がありますので、議案の趣旨に反しない範囲での修正等を理事会に一任していただきたく存じます。

<報告事項>

(1) 送配電等業務指針一部変更の件

「系統情報の公表の考え方」（平成27年資電部第17号）の改訂（平成28年4月1日）への対応及び一部業務の明確化等を図るため、送配電等業務指針の一部を、別紙4のとおり変更し、経済産業大臣に対し変更認可申請を行う予定です。

(2) 業務規程第189条に基づく時期又は期限の暫定的な変更の件

業務規程第189条に基づき、業務規程に定める時期又は期限の暫定的な変更を行った事実及びその理由について、別紙5のとおり報告します。

(3) 監査報告の件

電気事業法第28条の20第3項及び第28条の49第2項に基づき当機関監事が実施した平成27年度に係る監査の結果について、別紙6及び別紙7のとおり報告します。

(4) 電力システム改革第2段階への移行に伴って生じている諸問題に関する件

当機関が平成28年4月22日に報道発表した電力システム改革第2段階への移行に伴って生じている諸問題について、その後の状況も含め概要を報告します。

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）																
（用語） 第2条 本規程で使用する用語は、本規程に特に定めるもののほか、法並びに法に基づいて規定された政令、省令及び本機関の定款において使用する用語の例による。 2 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。 一～十七 （略） 十八 「マージン」とは、電力系統の異常時又は需給ひっ迫時その他の緊急的な状況において他の供給区域から連系線を介して電気を受給するため、又は、電力系統を安定に保つために、連系線の運用容量の一部として本機関が管理する容量をいう。 十九～二十九 （略） 三〇 「系統情報ガイドライン」とは、「系統情報の公表の考え方」（<u>2015年</u>資源部第<u>17号</u>）をいう。 三一～三九 （略） （マージンの算出） 第129条 本機関は、翌年度以降のマージンの値について検討を行うため、別表10-1の連系線を運用する一般送配電事業者たる会員との間で検討会（以下「マージン検討会」という。）を設ける。 2 本機関は、前条のマージンの設定の考え方に基づいたマージン検討会の検討を踏まえ、毎年2月末日までに、翌年度以降の長期計画及び年間計画におけるマージンの値を算出する。 3 本機関は、マージン検討会の検討経過及び結果並びに算出したマージンの値を公表する。 4 本機関は、別表12-1（d）に定める公表時期までに、前条のマージンの更新の考え及びマージン検討会の検討結果に基づきマージンの値を更新し、その値を公表する。 5 本機関は、前項のマージンの更新にあたっては、実需給断面に向け需要の予測精度が高まること等を踏まえ、電力系統を安定的に運用するために必要な場合を除き、マージンの値を別表10-2の時期に減少し、実需給断面ではゼロとする。この際、実需給断面でマージン確保する必要がある場合には、予め各連系線に確保するマージンの値及び確保すべき理由を公表する。 別表10-2 マージン減少の時期及び対象期間 <table><tr><td>マージンの減少の時期</td><td>マージンの減少の対象期間</td></tr><tr><td>年間の空容量の算出・公表時</td><td>第1年度</td></tr><tr><td>月間の空容量の算出・公表時</td><td>翌々月</td></tr><tr><td>翌々日の空容量の算出・公表時</td><td>翌々日</td></tr></table>	マージンの減少の時期	マージンの減少の対象期間	年間の空容量の算出・公表時	第1年度	月間の空容量の算出・公表時	翌々月	翌々日の空容量の算出・公表時	翌々日	（用語） 第2条 本規程で使用する用語は、本規程に特に定めるもののほか、法並びに法に基づいて規定された政令、省令及び本機関の定款において使用する用語の例による。 2 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。 一～十七 （略） 十八 「マージン」とは、電力系統の異常時又は需給ひっ迫時その他の緊急的な状況において他の供給区域から連系線を介して電気を受給し、若しくは電力系統を安定に保つため、又は、電力市場取引の環境整備のために、連系線の運用容量の一部として本機関が管理する容量をいう。 十九～二十九 （略） 三〇 「系統情報ガイドライン」とは、「系統情報の公表の考え方」（<u>2016年</u>資源部第<u>7号</u>）をいう。 三一～三九 （略） （マージンの算出） 第129条 本機関は、翌年度以降のマージンの値について検討を行うため、別表10-1の連系線を運用する一般送配電事業者たる会員との間で検討会（以下「マージン検討会」という。）を設ける。 2 本機関は、前条のマージンの設定の考え方に基づいたマージン検討会の検討を踏まえ、毎年2月末日までに、翌年度以降の長期計画及び年間計画におけるマージンの値を算出する。 3 本機関は、マージン検討会の検討経過及び結果並びに算出したマージンの値を公表する。 4 本機関は、別表12-1（d）に定める公表時期までに、前条のマージンの更新の考え及びマージン検討会の検討結果に基づきマージンの値を更新し、その値を公表する。 5 本機関は、前項のマージンの更新にあたっては、実需給断面に向け需要の予測精度が高まること等を踏まえ、設定されたマージンが必要な場合を除き、マージンの値を別表10-2の時期に減少し、実需給断面ではゼロとする。この際、実需給断面でマージン確保する必要がある場合には、予め各連系線に確保するマージンの値及び確保すべき理由を公表する。 別表10-2 マージン減少の時期及び対象期間 <table><tr><td>マージンの減少の時期</td><td>マージンの減少の対象期間</td></tr><tr><td>年間の空容量の算出・公表時</td><td>第1年度</td></tr><tr><td>月間の空容量の算出・公表時</td><td>翌々月</td></tr><tr><td>翌々日の空容量の算出・公表時</td><td>翌々日</td></tr></table>	マージンの減少の時期	マージンの減少の対象期間	年間の空容量の算出・公表時	第1年度	月間の空容量の算出・公表時	翌々月	翌々日の空容量の算出・公表時	翌々日
マージンの減少の時期	マージンの減少の対象期間																
年間の空容量の算出・公表時	第1年度																
月間の空容量の算出・公表時	翌々月																
翌々日の空容量の算出・公表時	翌々日																
マージンの減少の時期	マージンの減少の対象期間																
年間の空容量の算出・公表時	第1年度																
月間の空容量の算出・公表時	翌々月																
翌々日の空容量の算出・公表時	翌々日																

変 更 前（変更点の下線）	変 更 後（変更点の下線）
(連系線の計画潮流の管理) 第 1 3 4 条 本機関は、次の各号に定める手順により、連系線の計画潮流の管理を行う。 一 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、原則として、供給開始日の 1 0 営業日前までに、連系線の利用を希望する者から別表 1 0－3 に定める計画潮流の断面ごとに連系線の利用希望量を示した計画（以下「連系線希望計画」という。）の提出を受ける。（以下、連系線希望計画を提出した者を「連系線利用申込者」という。） 二 本機関は、提出を受けた連系線希望計画を、連系線の利用に係る送電経路上の一般送配電事業者たる会員（以下「関連一般送配電事業者」という。）に対して、送付する。 三 本機関は、提出を受けた連系線希望計画から順に、第 1 3 7 条に定めるところにより、連系線希望計画が計画潮流に登録可能であるか否かの判定（以下「送電可否判定」という。）を行う。 四 本機関は、送電可否判定において連系線希望計画を送電可能と判定した場合（第 1 3 7 条第 1 項により一部を送電可能と判定する場合を含む。）、判定した時刻を当該連系線希望計画の登録時刻とし（以下「時刻登録」という。）、当該連系線希望計画（一部を送電可能と判定した場合は送電可能となる断面に限る。）を計画潮流に登録する（以下「容量登録」という。）。) 五 本機関は、供給開始日の 2 日前の 1 2 時までに、新規の容量登録を完了する。但し、第 2 項に定める卸電力取引所の取引及び本機関の指示等に基づく連系線の利用については、供給開始日の 2 日前の 1 2 時以降であっても、新規の送電可否判定及び容量登録を行う。 六 本機関は、連系線希望計画の容量登録を行った場合は、連系線利用申込者及び関連一般送配電事業者に対して、その旨を通知する（以下、容量登録された連系線希望計画を「連系線利用計画」という。）。) 2 本機関は、前項に掲げる場合のほか、卸電力取引所から、先渡取引、スポット取引及び 1 時間前取引において約定しようとする取引情報の通知を受けた場合には、前項に準じて、送電可否判定及び容量登録を行う。 (新設)	(連系線の計画潮流の管理) 第 1 3 4 条 本機関は、次の各号に定める手順により、連系線の計画潮流の管理を行う。 一 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、原則として、供給開始日の 1 0 営業日前までに、連系線の利用を希望する者から別表 1 0－3 に定める計画潮流の断面ごとに連系線の利用希望量を示した計画（以下「連系線希望計画」という。）の提出を受ける。（以下、連系線希望計画を提出した者を「連系線利用申込者」という。） 二 本機関は、提出を受けた連系線希望計画を、連系線の利用に係る送電経路上の一般送配電事業者たる会員（以下「関連一般送配電事業者」という。）に対して、送付する。 三 本機関は、提出を受けた連系線希望計画から順に、第 1 3 7 条に定めるところにより、連系線希望計画が計画潮流に登録可能であるか否かの判定（以下「送電可否判定」という。）を行う。 四 本機関は、送電可否判定において連系線希望計画を送電可能と判定した場合（第 1 3 7 条第 1 項により一部を送電可能と判定する場合を含む。）、判定した時刻を当該連系線希望計画の登録時刻とし（以下「時刻登録」という。）、当該連系線希望計画（一部を送電可能と判定した場合は送電可能となる断面に限る。）を計画潮流に登録する（以下「容量登録」という。）。) 五 本機関は、供給開始日の 2 日前の 1 2 時までに、新規の容量登録を完了する。但し、第 2 項に定める卸電力取引所の取引及び本機関の指示等に基づく連系線の利用については、供給開始日の 2 日前の 1 2 時以降であっても、新規の送電可否判定及び容量登録を行う。 六 本機関は、連系線希望計画の容量登録を行った場合は、連系線利用申込者及び関連一般送配電事業者に対して、その旨を通知する（以下、容量登録された連系線希望計画を「連系線利用計画」という。）。) 2 本機関は、前項に掲げる場合のほか、卸電力取引所から、先渡取引、スポット取引及び 1 時間前取引において約定しようとする取引情報の通知を受けた場合には、前項に準じて、送電可否判定及び容量登録を行う。 3 本機関は、連系線の空容量が増加する場合であって、その全部又は一部に対して特定の電源からの供給に利用することを前提に費用の応分の負担が行われるときは、連系線希望計画の受付期間を事前に公表の上、公平性及び透明性が確保された方法によって、連系線希望計画の提出を希望する者を募集することができる。この場合、連系線希望計画の登録時刻は同時刻とする。但し、費用負担が行われた対象の電源から供給される連系線希望計画については、費用負担に応じた容量の範囲内において、他の連系線希望計画に先立って提出を受ける。 (更新された連系線利用計画の受付) 第 1 3 8 条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、連系線利用計画を有する者（以下「連系線利用者」という。）から、次の各号に掲げる計画の提出を受ける。 一 作業停止計画の調整用に更新された連系線利用計画 二 空容量算出用に更新された連系線利用計画（更新利用計画） 2 前項の計画が、送配電等業務指針で定める期限までに提出されなかったときは、更新前の連系線利用計画と同一の連系線利用計画（更新前後で別表 1 0－3 に定める断面が異なる場合は、更新前の計画値を更新後の断面に変換した連系線利用計画）が提出されたものとみなす。

(更新した連系線利用計画の提出)

第 1 3 8 条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、連系線利用計画を有する者（以下「連系線利用者」という。）から、次の各号に掲げる計画の提出を受ける。

- 一 作業停止計画の調整用に更新された連系線利用計画
- 二 空容量算出用に更新された連系線利用計画（更新利用計画）

(新設)

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
(連系線の計画潮流の更新) 第139条（略） 2～4（略） 5 本機関は、連系線利用計画の翌日計画の更新により、翌日の連系線利用計画を確定し、これを通告値（連系線に流れる電力として30分単位で連系線利用者が本機関及び全ての関連一般電気事業者に通告した値をいう。以下同じ。）として取り扱う。		(連系線の計画潮流の更新) 第139条（略） 2～4（略） 5 本機関は、連系線利用計画の翌日計画の更新により、翌日の連系線利用計画を確定し、これを通告値（連系線に流れる電力として30分単位で連系線利用者が本機関及び全ての関連一般電気事業者に通告した値をいう。以下同じ。）として取り扱う。	
第11章 作業停止計画の調整 別表11-2 作業停止計画調整における各期日		第11章 作業停止計画の調整 別表11-2 作業停止計画調整における各期日	
業務内容	種別		その他
	年間計画 (翌年度・翌々年度)	月間計画 (翌月・翌々月)	
発電設備及び広域連系系統等の作業停止計画の提出 (※1)	原案	毎年10月末頃	不定期 (速やかに)
	調整案	毎年12月末頃	
	最終案	毎年2月中旬	
広域連系系統等の作業停止計画の共有	原案	一般送配電事業者たる会員からの提出後(速やかに)	不定期 (速やかに)
	調整案	一般送配電事業者たる会員からの提出後(速やかに)	
	承認・決定計画(※2)	毎年3月1日	毎月20日
作業停止計画の調整案の調整	毎年1月(必要により2月実施可)		必要に応じて実施
本機関による作業停止計画の承認 (※3)	毎年2月中旬	毎月中旬 (翌月分)	不定期 (速やかに)
(※1) 本機関へ提出する作業停止計画の具体的な提出期日については、曜日回り等を考慮し、別途、本機関が定め、毎年2月末日までに公表する。 (※2) 本機関による承認後、一般送配電事業者が決定した計画 (※3) 本機関が承認する作業停止計画の具体的な期日については、曜日回り等を考慮し、別途、本機関が定め、毎年2月末日までに公表する。			

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
第 1 2 章 系統情報の公表 (系統情報の公表) 第 1 6 8 条 本機関は、法第 2 8 条の 4 0 第 8 号及び系統情報ガイドラインに基づき、広域連系系統の利用に資する情報を公表する。 2 前項により公表する情報の項目及び公表時期は、別表 1 2－1 に定めるところによる。 3 会員は、第 1 項の公表業務に必要な情報を、遅滞なく本機関に提供しなければならない。	第 1 2 章 系統情報の公表 (系統情報の公表) 第 1 6 8 条 本機関は、法第 2 8 条の 4 0 第 8 号及び系統情報ガイドラインに基づき、広域連系系統の利用に資する情報を公表する。 2 前項により公表する情報の項目及び公表時期は、別表 1 2－1 に定めるところによる。 3 本機関は、第 1 項の公表業務に必要な情報の提供を会員に求め、必要な情報の提供を受ける。		
	別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期	
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		別表 1 2	

変 更 前 (変更点の下線)		変 更 後 (変更点の下線)	
情報の項目		情報の項目	
公表時期 (更新周期)		公表時期 (更新周期)	
(d) 連系線に関する情報 ・空容量、運用容量、マージン、計画潮流 長期：第 3～10 年度の各年度での平常系統における最大需要時の値 (最大需要時以外で空容量が小さくなると予想される場合、その断面の値を併記することができ) 年間：3 か月先～第 2 年度末までの日別の昼間帯/夜間帯の値 月間：3 週間先～2 か月先までの日別の昼間帯/夜間帯の値 週間：3 日先～2 週間先までの 30 分ごとの値 翌々日：翌日～翌々日の 30 分ごとの値 当日～翌日：当日～翌日の 30 分ごとの値 実績：長期～当日の更新された最終の値 ・運用容量の決定要因 (熱容量/同期安定性/電圧安定性/周波数維持面の区別) ・作業停止等に伴い運用容量が減少する連系統の名称、運用容量減少後の空容量等、制限する理由等 ・送電可否判定「否」の件数及び延べ量 ・系統利用者の利用登録を可能とするマージン ・各交直変換設備の利用に関する制約内容 (交直変換設備の最低潮流、交直変換設備の潮流きざみ幅、その他交直変換設備の利用に関する設備上の制約)	長期：毎年 3 月末日 (※6) 年間：毎年 3 月 15 日 (※6) (毎年 10 月末日) (※7) 月間：毎月 20 日 (※6) 週間：毎週末曜日 (※6) 翌々日：前々日 15 時 (※3) 当日～翌日：受給日の前日 17 時 (※3) 但し上記にかかわらず、運用容量、計画潮流、マージンの変更があれば都度更新する。	(d) 連系線に関する情報 ・空容量、運用容量、マージン、計画潮流 長期：第 3～10 年度の各年度での平常系統における最大需要時の値 (最大需要時以外で空容量が小さくなると予想される場合、その断面の値を併記することができ) 年間：3 か月先～第 2 年度末までの日別の昼間帯/夜間帯の値 月間：3 週間先～2 か月先までの日別の昼間帯/夜間帯の値 週間：3 日先～2 週間先までの 30 分ごとの値 翌々日：翌日～翌々日の 30 分ごとの値 当日～翌日：当日～翌日の 30 分ごとの値 実績：長期～当日の更新された最終の値 ・運用容量の決定要因 (熱容量/同期安定性/電圧安定性/周波数維持面の区別) ・作業停止等に伴い運用容量が減少する連系統の名称、運用容量減少後の空容量等、制限する理由等 ・送電可否判定「否」の件数及び延べ量 ・系統利用者の利用登録を可能とするマージン ・各交直変換設備の利用に関する制約内容 (交直変換設備の最低潮流、交直変換設備の潮流きざみ幅、その他交直変換設備の利用に関する設備上の制約)	長期：毎年 3 月末日 (※6) 年間：毎年 3 月 15 日 (※6) (毎年 10 月末日) (※7) 月間：毎月 20 日 (※6) 週間：毎週末曜日 (※6) 翌々日：前々日 15 時 (※3) 当日～翌日：受給日の前日 17 時 (※3) 但し上記にかかわらず、運用容量、計画潮流、マージンの変更があれば都度更新する。
(e) 地内基幹送電線に関する情報 (※8) ・予想潮流 長期：第 5 年度の最大需要時の系統図及び値 年間：第 1 年度の最大需要時の系統図及び値 ・運用容量 長期：第 5 年度の最大需要時の値 年間：第 1 年度の最大需要時の値 当日：当日の最大需要時の値 (新設)	長期：毎年 3 月末日 年間：毎年 3 月末日 当日：前日 24 時 (新設)	(e) 地内基幹送電線に関する情報 (※8) ・予想潮流 長期：第 5 年度の最大需要時の系統図及び値 年間：第 1 年度の最大需要時の系統図及び値 ・運用容量 長期：第 5 年度の最大需要時の値 年間：第 1 年度の最大需要時の値 当日：当日の最大需要時の値 実績：当日の最大需要時の値	長期：毎年 3 月末日 年間：毎年 3 月末日 当日：当日 0 時 実績：翌日 0 時
(f) 連系統及び地内基幹送電線 (※8) の作業停止計画、実績 (※9) (申請者名、作業件名、作業開始・終了時刻 (計画・実績)、連続/毎日の停止区分、作業内容、制約箇所、作業中/作業終了等の実施状況、新規/変更等の申請区分、年間計画/月間計画等の計画区分、変更理由)	年間：毎年 3 月 1 日 月間：毎月 20 日 計画外：都度	(f) 連系統及び地内基幹送電線 (※8) の作業停止計画、実績 (※9) (申請者名、作業件名、作業開始・終了時刻 (計画・実績)、連続/毎日の停止区分、作業内容、制約箇所、作業中/作業終了等の実施状況、新規/変更等の申請区分、年間計画/月間計画等の計画区分、変更理由)	年間：毎年 3 月 1 日 月間：毎月 20 日 計画外：都度
(g) 連系統及び地内基幹送電線 (※8) の潮流 (現在潮流 [瞬時値]、潮流実績)	(連系統：5 分周期) (地内基幹送電線：30 分周期)	(g) 連系統及び地内基幹送電線 (※8) の潮流 (現在潮流 [瞬時値]、潮流実績)	(連系統：5 分周期) (地内基幹送電線：30 分周期)
(h) 連系統及び連系統の運用容量に影響を与えた地内基幹送電線 (※8) の故障状況 (設備名、発生時刻、復旧状況、原因)	都度	(h) 連系統及び連系統の運用容量に影響を与えた地内基幹送電線 (※8) の故障状況 (設備名、発生時刻、復旧状況、原因)	都度
(i) 接続検討の工事費負担金に含まれる送変電設備の標準的な単価 (※10)	都度	(i) 接続検討の工事費負担金に含まれる送変電設備の標準的な単価 (※10)	都度

(※1) 「系統情報ガイドライン」による。
(※2) 最新の供給計画において記載されているものとする。
(※3) 公表の当日が休業日のときも、本表に定める公表時期のとおりとす。
(※4) 全国計は、50/60Hz エリア別合計、9 社合計及び 10 社合計
(※5) 公表する事項は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」に準ずる。また、当該公表があったときは、本機関が事後検証を行う。
(※6) 長期～週間は、休業日等を考慮した公表スケジュールを公表する。但し、送電可否

変 更 前（変更点の下線）	変 更 後（変更点の下線）
判定情報は除く。 (※7) 年間データのうち系統利用者の利用登録を可能とするマージンに係る第2年度のデータについては、毎年10月末に公表する。 (※8) 電源線や専用線等については、個々の電源の運転状況や需要者の電力使用状況を推測されるため、原則として公開しない。 (※9) 作業開始・終了時刻の実績の公表は、連系統及び連系統の運用容量に影響を与える地内基幹送電線を対象とする。 (※10) 一般送配電事業者が策定し、本機関が内容を確認の上、公表する。	判定情報は除く。 (※7) 年間データのうち系統利用者の利用登録を可能とするマージンに係る第2年度のデータについては、毎年10月末に公表する。 (※8) 電源線や専用線等については、個々の電源の運転状況や需要者の電力使用状況を推測されるため、原則として公開しない。 (※9) 作業開始・終了時刻の実績の公表は、連系統及び連系統の運用容量に影響を与える地内基幹送電線を対象とする。 (※10) 一般送配電事業者が策定し、本機関が内容を確認の上、公表する。
第17章 指導・勧告・検証 (指導・勧告の実施) 第179条 本機関は、電気供給事業者が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、法第28条の40第6号に基づき、当該電気供給事業者に対する指導又は勧告を行う。 一 第105条の需給状況の監視の業務において、小売電気事業者及び登録特定送配電事業者たる会員が、過去の実績等に照らして需要に対する適正な供給力を確保する見込みがないとき又は一般送配電事業者たる会員が調整力の確保に努めていないとき 二～八 (略)	第17章 指導・勧告・検証 (指導・勧告の実施) 第179条 本機関は、電気供給事業者が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、法第28条の40第6号に基づき、当該電気供給事業者に対する指導又は勧告を行う。 一 第105条の需給状況の監視の業務において、小売電気事業者〔登録特定送配電事業者を含む〕たる会員が、過去の実績等に照らして需要に対する適正な供給力を確保する見込みがないとき又は一般送配電事業者たる会員が調整力の確保に努めていないとき 二～八 (略)
(新設)	附則（平成28年 月 日） (施行期日) 第1条 本規程は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。 (供給区域別の供給実績の公表) 第2条 本機関は、第168条別表12-1(b)に定めるもののうち供給区域別の需要実績及び供給実績の公表については、広域機関システム及び一般送配電事業者において必要となるシステムの改修完了後から行う。 (連系統希望計画の提出を希望する者の募集) 第3条 第134条第3項は、広域系統整備委員会の検討を踏まえた広域系統整備計画に基づき連系統の空容量が増加する場合に限り適用するものとする。

平成 27 年度事業報告書

I. 電力広域的運営推進機関の概要

1. 業務の内容

(1) 目的

電力広域的運営推進機関（以下、「本機関」という。）は、電気事業者が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視及び電気事業者に対する電気の需給の状況が悪化した他の電気事業者への電気の供給の指示等の業務を行うことにより、電気事業の遂行に当たっての広域的運営を推進することを目的とする。

(2) 業務内容

本機関は、電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）による改正前の電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号。以下「法」という。）に基づき、次の業務を行う。

- ① 会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視を行うこと。
- ② 会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合において、電気の需給の状況を改善する必要があると認められるときは、会員に対し指示を行うこと。
- ③ 送配電等業務指針を策定すること。
- ④ 電気事業者から供給計画を受け取ったときは、これを取りまとめ、意見があるときは当該意見を付して経済産業大臣に送付を行うこと。
- ⑤ 送配電等業務の円滑な実施その他の電気の安定供給の確保のため必要な電気供給事業者に対する指導、勧告その他の業務を行うこと。
- ⑥ 送配電等業務についての電気供給事業者からの苦情の処理及び紛争の解決を行うこと。
- ⑦ 送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整を行うこと。
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、電気事業の遂行に当たって広域的運営を推進する目的を達成するために必要な業務を行うこと。

2. 事務所の所在地

東京都江東区豊洲 6 丁目 2 番 15 号

3. 会員の状況

平成 28 年 3 月 31 日現在の会員数は、793 事業者である。

- （内訳） 一般電気事業者：10 事業者
卸電気事業者：2 事業者
特定電気事業者：5 事業者
特定規模電気事業者：776 事業者

4. 役員の状況

平成28年3月31日現在の役員は、次のとおりである。

理事長	金本 良嗣
理事	佐藤 悦緒
理事	遠藤 久仁
理事	寺島 一希
理事	内藤 淳一
監事（非常勤）	水嶋 利夫
監事（非常勤）	高木 佳子

5. 評議員の状況

平成28年3月31日現在の評議員は、次のとおりである。

評議員会議長	野間口 有	（三菱電機株式会社 相談役 国立研究開発法人産業技術総合研究所 最高顧問）
評議員	秋池 玲子	（ボストン・コンサルティング・グループ シニア・ パートナー&マネージング・ディレクター）
評議員	安念 潤司	（中央大学法科大学院 教授）
評議員	石川 義明	（石川金属機工株式会社 代表取締役社長）
評議員	江崎 浩	（東京大学大学院情報理工学系研究科 教授）
評議員	大高 和雄	（毎日新聞社 論説副委員長）
評議員	酒井 良次	（株式会社セブンーイレブン・ジャパン 取締役常務執行役員）
評議員	鈴木 彩子	（早稲田大学国際教養学部 准教授）
評議員	高村 ゆかり	（名古屋大学大学院環境学研究科 教授）
評議員	夏目 智子	（全国地域婦人団体連絡協議会 幹事）
評議員	林田 晃雄	（読売新聞東京本社 論説副委員長）
評議員	松岡 萬里野	（一般財団法人日本消費者協会 理事長）
評議員	松村 敏弘	（東京大学社会科学研究所 教授）
評議員	村上 政博	（成蹊大学法科学研究科 教授）
評議員	山内 弘隆	（一橋大学大学院商学研究科 教授）
評議員	山地 憲治	（公益財団法人地球環境産業技術研究機構 理事・研 究所長）
評議員	横山 明彦	（東京大学大学院新領域創成科学研究科先端エネル ギー工学専攻 教授）
評議員	渡辺 毅	（株式会社みずほ銀行 専務執行役員）

6. 職員の状況

平成28年3月31日現在の職員数は、132名である。

Ⅱ．平成２７年度における個別業務の実施状況

平成２７年度の業務実施状況は次のとおりである。

１．送配電等業務指針の策定及び変更（法第２８条の４０第３号）

４月１日の本機関発足日に送配電等業務指針の案を決定し、その後の変更も含め、次のとおり経済産業大臣に対し認可を申請し、それぞれ認可を受けた。

- ・初版について、４月２８日に認可を受けた。
- ・系統アクセス業務に関する一部変更について、８月３１日に認可を受けた。
- ・電力システム改革第２段階の実施に向けた一部変更について、３月３１日付けをもって４月１日施行の認可を受けた。

２．供給計画の取りまとめ、検討及び経済産業大臣への送付（法第２８条の４０第４号）

（１）供給計画の取りまとめ

一般電気事業者及び卸電気事業者が平成２６年度末までに経済産業大臣に提出した供給計画を経済産業大臣から受領し、特定電気事業者及び特定規模電気事業者から供給計画の提出を受け、これらの供給計画（全６１９事業者分）について取りまとめを行い、６月３０日に経済産業大臣に送付した。

また、新たに会員となった電気事業者の供給計画及び供給計画の変更についても、随時経済産業大臣に送付した。

（２）供給計画の検討に関する業務

会員による需要想定が適切かつ円滑に行われるようにするため、次のとおり基準等を作成し公表した。

- ・需要想定的前提となる全国の経済見通し（１１月）
- ・供給区域ごとの需要想定を取りまとめた全国の需要想定（１月）

３．送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整（法第２８条の４０第７号）

（１）広域連系系統の長期方針及び整備計画

電力の広域運用の観点から、将来の広域連系系統の合理的な設備形成に向け、定款に基づく理事会の諮問機関として、有識者等による広域系統整備委員会を設置、計１１回の会合を開催し、以下の事項を検討した。

① 広域系統長期方針の策定

「適切な信頼度の確保」、「電力系統利用の円滑化・低廉化」、「電力流通設備の健全性確保」の３つの軸に沿って適切に設備形成・運用されている状態を広域連系系統のあるべき姿と考え、これを広域系統長期方針の策定に当たっての基本方針とした。また、この基本方針に沿って各種の検討を行い、その成果を中間報告書として公表した。

② 個別の広域系統整備計画の策定

東京中部間連系設備及び東北東京間連系線に係る広域系統整備について、計画策定プロセスを開始し、委員会での議論及び評議員会での審議を経て、９月に「基本要件及び受益者の範囲」を取りまとめた。

東京中部間連系設備については、基本要件決定後に実施案の提出を求める会員を特定し、当該会員から実施案の提出を受け評価を行っている。なお、ルート選定など技術的検証結果について、第13回電力需給検証小委員会にて報告した。（所要工期10年程度、運用容量300万kWまでの増強）

東北東京間連系線については、12月に実施案及び事業実施主体の募集を開始し、東北電力株式会社から実施案の応募意志の表明を受けた。（所要工期7～11年程度、運用容量1,120万kW以上までの増強）

③ 一般負担の上限額の設定

「発電設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担の在り方に関する指針」（平成27年11月6日 資源エネルギー庁）において本機関が指定することとされた、一般負担額のうち「ネットワークに接続する発電設備の規模に照らして著しく多額」と判断される基準額（以下、「一般負担の上限額」という。）の設定について、効率的設備形成の観点から検討を行い、3月に一般負担の上限額を指定し、公表した。

（2）系統アクセスの受付

発電設備等の系統連系を希望する者（以下、「系統連系希望者」という。）から事前相談100件、接続検討70件の申込みを受け付け、一般電気事業者による検討結果の確認及び検証、系統連系希望者に対する回答等の業務を遂行した。回答に際しては、一般電気事業者による検討結果に加え、妥当性確認結果についても説明を行った。

また、「発電設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針」制定に伴う工事費負担金の再算定手続や、計画策定プロセス開始に伴う接続検討時の検討条件等の取扱いの公表、様式の記載例の公表等により、業務の円滑化及び系統連系希望者の利便性向上を図った。

さらに、系統アクセス業務に関する電気供給事業者等からの問合せ193件について対応を行った他、一般電気事業者との意見交換、接続検討等に要した期間の取りまとめ結果の公表等、業務改善に向けた取り組みを進めた。

（3）電源接続案件募集プロセス

近隣の電源接続案件を募り、複数の電気供給事業者により工事費負担金を共同負担して系統増強対策を行う一連の手続である「電源接続案件募集プロセス」について、基本的な進め方の検討並びに一般電気事業者主宰案件計5件の募集要領の確認及びプロセスの支援を行った。系統連系希望者等に対しては、問合せに丁寧に対応するとともに、広く情報提供を行った。

（4）調整力・予備力の在り方の検討

調整力・予備力、及びそれらと密接な関係にある連系線マージンの在り方について検討するため、定款に基づく理事会の諮問機関として、有識者等による調整力等に関する委員会を設置し、以下の事項について、計10回の会合を開催し検討を行った。検討結果については、中間取りまとめとして公表した。

① 調整力・予備力の在り方

長期の需給バランスを評価する際の指標となる必要予備力及び一般電気事業者が周波数維持を果たすために必要となる調整力について、再生可能エネルギーの導入拡大の影響を分析した。その結果、必要予備力については従来の考え方を見直す必要があること、また調整力については次年度のライセンス制の影響も含めたより詳細なデータ分析の必要性があることを明らかにした。

② 連系線マージンの在り方

現状のマージンを設定目的及び予備力・調整力の検討との関連性から5つに区分し、区分ごとにマージン確保の必要性や必要量について検討を行った。このうち、区分1（長期断面の予備力の検討と関連性があるマージン）については、当面は維持するものの、連系線利用の在り方に関する方向性が明確になったとき、又は、本機関の電源入札等に関する議論が深まったときには、その必要性を再検討することとした。区分3（周波数制御のための調整力の検討と関連性があるマージン）については、単一の電源等の設備故障（N－1故障）では供給支障を発生させないこと、それ以上の過酷事象に対しては供給支障規模や社会的影響等について個別に検討するという考え方のもと、連系線ごとの必要性について検討し、一部の維持又は廃止の方向性を確認した。

（5）地域間連系線の管理

次の各項目に掲げる業務をはじめとする地域間連系線の管理に関する業務を実施した。

① 運用容量及びマージンの設定

一般電気事業者等で構成する運用容量検討会及びマージン検討会を設置し、それぞれ計4回、計3回の会合を開催し検討を行った。これまで一般電気事業者が採用してきた算出条件の統一化等を検討し、需要実績や系統解析データ等から妥当性を確認した上で、運用容量及びマージンを定め、公表した。

② 長期的な運用容量の確保

連系線利用者からの申請27件（長期固定電源26件、連系線同時建設電源1件）に対して、業務規程及び送配電等業務指針に基づき審査を行い、長期的に連系線の容量を確保すべき契約として22件を認定するとともに審査結果を公表した。

③ 供給先未定発電設備設置者による連系線利用

本機関発足に伴う新たな取り組みとして、供給先未定発電設備設置者による連系線利用登録の受付を開始した。発電設備設置者7社による計9件の申請を承認した。

（6）作業停止計画の調整

広域連系系統及び連系線の運用容量に影響を与える電力設備の点検・修繕等の作業を実施するために必要な電力設備の停止に関する計画（以下「作業停止計画」という。）を取りまとめ、プロセスの透明性に配慮しつつ、作業停止計画（年間・月間）の調整及び実施管理を行った。

また、一般電気事業者等と、平成28及び29年度の作業停止計画の調整を行い、取りまとめた結果を公表した。

(7) 需要者スイッチング支援

電力システム改革第2段階に向けて、需要者の契約する電気事業者の変更等において、「スイッチング支援システム」を利用する上で小売電気事業者及び一般送配電事業者が遵守すべき事項について、送配電等業務指針の変更を検討し、変更認可申請を行った。併せて同システムの利用を支援するために、各種マニュアル等を策定し、公表した。

なお検討にあたっては、同システムを利用する事業者等で構成する「スイッチング支援システムに関する実務者会議」を設置し、計14回の会合を開催した。

また、小売電気事業の登録予定の事業者を対象とした説明会を開催し、遵守事項等に関する周知及び啓発活動を行った。

(8) 情報通信技術の活用支援

電気供給事業者の業務効率化及び電気事業の全国大での効率化に資するため、小売電気事業者と一般送配電事業者間、及び本機関と電気供給事業者間でデータ交換するための標準規格を公表し、説明資料の配布、電気供給事業者からの質問への対応等により、普及啓発に努めた。

この他、サイバーセキュリティに関する取組みとして、上述の標準規格及び各システムの利用規約に各事業者の遵守事項を明記し、システム説明会等の機会に電気供給事業者に周知徹底した。

システム運用においても、経済産業省及び独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の指導の下、本機関が運用しているシステムを対象として、セキュリティパッチの適用等必要な措置を取った。また全役職員を対象としたサイバーセキュリティ教育及び標的型メール攻撃訓練を実施した。

(9) 系統情報の公表

地域間連系線の利用状況、全国の電力需給状況等の業務規程に定める情報について、それぞれ同規程に定める時期に、情報公表システムを通じて公表した。

(10) 系統解析ツールの整備・運用

広域系統整備計画の策定、系統アクセス検討結果の検証、及び連系線管理の業務を適切に実施するため、電力系統総合解析ツール（以下「系統解析ツール」という。）を導入した。

本系統解析ツールを利用し、翌年度以降の運用容量の算出結果について、一般電気事業者より系統解析データを受領し、運用容量を算出する上で要因となる同期安定性及び電圧安定性の限度値の妥当性を確認した。

(11) システム開発の実施

電気の需給の状況の監視、供給計画の取りまとめ、系統情報の公表、作業停止計画の調整、地域間連系線の管理などを効率的かつ円滑に実施するほか、再生可能エネルギー増加を見据えて、連系線を活用した広域周波数調整を実現するため、「広域機関システム」を開発し、関係事業者との連携テストを経て平成28年4月1日に運用を開始した。

ただし、同システムのうち、連系線利用計画機能の一部については、開発に遅延が生じたため、平成28年4月1日以降、段階的に運用を開始することとした。

なお、広域機関システムについては、3月31日、プログラムの一部不具合を原因として、本機関と（一社）日本卸電力取引所（以下「JEPX」という。）との間のデータ通信ができなくなるというトラブルが発生し、JEPXの時間前市場取引が一時的に停止する事態となった。当該不具合は解消し、再発防止に向けて対策を実施している。

「スイッチング支援システム」を開発し、小売電気事業者及び一般送配電事業者との連携テストを経て、3月1日に運用を開始した。

この他、非常用バックアップシステムについても運用を開始した。

4. 電気の需給の状況の監視（法第28条の40第1号）

一般電気事業者を通じて収集した情報により、全国大の電気の需給の状況を常時監視した。需要に対する供給力の不足が継続している会員に対しては、十分な供給力を確保するよう求めた。エリアの予備力が低下した際は、供給力増加対策や更に状況が悪化した場合の対策方針等について、一般電気事業者と共有した。

夏季においては、緊急の保守作業により供給力として見込めない一般電気事業者の発電所があったことから、日々の需給監視を強化すると共に、当該事業者と対応方針等の協議を行った。

また、一般電気事業者が実施した再生可能エネルギー発電設備の出力抑制について、以下の2件の抑制指令の妥当性を検証し、その結果を公表した。

- ・ 5月5日に九州電力が種子島で行った出力抑制の検証
- ・ 2月21日に九州電力が種子島で行った出力抑制の検証

5. 需給の状況が悪化した場合等における会員への指示（法第28条の40第2号）

需要の増加等に伴ってエリアの需給状況が悪化するおそれがあると判断し、次のとおり計2回、改善のために必要な会員に対する指示を行った。

① 4月8日

- ・ 東京電力へ、100万kWの受電指示
- ・ 東北電力へ、東京電力に対する40万kWの送電指示
- ・ 中部電力へ、東京電力に対する60万kWの送電指示

② 9月26日

- ・ 四国電力へ、50万kWの受電指示
- ・ 中国電力へ、四国電力に対する50万kWの送電指示

また、一般電気事業者と特定規模電気事業者の協力のもと、需給悪化時の対応訓練を、次のとおり計2回実施した。

① 6月24日

夏季重負荷期を想定した需給ひっ迫融通指示訓練を2ケース実施
（一般電気事業者9社と特定規模電気事業者5社参加）

② 12月11日

紀伊水道における直下型地震を想定した需給ひっ迫融通指示訓練を実施

(本機関の総合防災訓練の一環として実施。)

6. 電気供給事業者からの苦情又は相談の対応及び紛争の解決（法第28条の40第6号）

（1）苦情又は相談の対応

送配電等業務に関する電気供給事業者等からの苦情及び相談を76件受け付け、9件は対応継続中、67件は対応を終了した。

また、上期における苦情及び相談対応の状況について取りまとめ、公表した。

（2）紛争の解決

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）に基づく紛争解決機関の認証取得に向け、規程の整備等を行い、8月26日に法務大臣による認証を取得した。

また、和解の仲介（あっせん・調停）の業務を行う際に設置する紛争解決パネルの候補者として、本機関の役職員以外の学識経験者及び弁護士等から10名を選出し公表した。なお、業務規程に基づくあっせん・調停手続は、対象案件がなく、実施していない。

7. 電気供給事業者に対する指導、勧告等（法第28条の40第5号）

業務規程に基づく指導・勧告は、対象案件がなく、実施していない。

8. 附帯業務（法第28条の40第8号）

（1）報告書の作成及び公表

次の①から③の内容を取りまとめ、年次報告書として公表した。

① 平成26年度までの電力需給及び電力系統に関する実績

② 供給計画の取りまとめ結果等に基づく中長期の電力需給や電力系統に関する見通し及び課題

③ 供給計画の取りまとめ結果及びその他独自調査に基づく平成27年度夏季電力需給見通し

また、平成27年度冬季電力需給見通し及び電気の質に関する統計集（周波数、電圧、停電に関する平成26年度までの実績）をそれぞれ取りまとめ、公表した。

（2）調査及び研究

主な調査・研究件名は次のとおり。

① 調整力等に関する調査

欧米の主要国・地域を対象として、予備力・調整力の種類、必要量の考え方、及び再生可能エネルギーの増加への対応に関する調査を行った。

② 供給力確保策等に関する調査

欧州を対象として、供給力確保策（主に容量メカニズム）、設備形成の考え方及び国際連系線の運用に関する調査を行った。

(3) 広報

本機関発足と同時にウェブサイトを立て上げ、次の内容等を掲載し、本機関の業務運営に関する情報の公表に努めた。

- ・理事会、評議員会、委員会等の議案及び議事概要
- ・業務規程、送配電等業務指針の変更等に関する検討状況及び意見募集の実施
- ・英文ウェブサイト
- ・広域機関システム及びスイッチング支援システムの運用に向けた情報

また、一般紙、専門誌への情報提供を随時行うとともに、プレスリリース6回、記者説明会3回、各紙論説委員説明会1回を実施した。

(4) 災害等への対応

災害対策基本法に基づく指定公共機関に指定されたことを受け、大規模な天災地変その他これに準ずる事由により、電力設備に重大な被害が発生した場合等の緊急時において、会員が協調して復旧等に取り組むことができるよう、同法に基づき防災業務計画を策定し、10月14日に内閣総理大臣に提出した。

この防災業務計画に基づき、災害への対応要員の選任、国や会員との情報連絡体制の整備、役職員の安否確認システムの導入等を行った。

12月11日に総合防災訓練を実施し、災害等発生時における非常災害対応本部の立上げ等の初動を確実に実行できるよう確認した。

また、本機関の事務所が被災した場合に備えた事業継続計画を策定したほか、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型インフルエンザ等対策業務計画、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく国民の保護に関する業務計画を策定し、10月14日に内閣総理大臣に提出した。

9. その他業務（法第28条の40第9号）

上記1. から8. に定めるほか、業務の円滑な実施のため、次の業務を実施した。

(1) 会費徴収の円滑な実施

複数口座の開設や加入申込段階での会費納入義務の通知など、会費徴収の遅滞なき実施に努めた。

また、本機関発足直後、当面の運転資金確保のため、短期の借り入れを実施した。

(2) ライセンス制導入に向けた移行業務

電力システム改革第2段階のライセンス制に対応した総会議決権の取扱い等、定款、業務規程及び送配電等業務指針の変更について検討し、変更認可申請を行った。

平成28年度から新たに会員資格を得る発電事業者を対象として、会員の義務や会員加入手続等に関する説明会を開催した。

小売電気事業者登録を行っていない特定規模電気事業者に対しては、登録予定の有無の確認等、広く周知活動を実施し、会員加入申請に漏れのないよう努めた。

(3) 本拠点の移転及びバックアップ運用拠点整備

1 2月21日に、東京都千代田区から、東京都江東区豊洲に事務所を移転した。

東京の拠点での業務遂行が不可能となった場合も重要業務を継続できるよう、大阪にバックアップ運用拠点を構築した。

(4) 職員の増員及び能力開発

電力システム改革第2段階に向けて、当初から増員を予定していた連系線管理業務、運用センター当直要員に加え、計画業務、系統アクセス業務、需給運用業務についても増員を行い、3月末時点で期首に比べ30人の増員、計132人の職員体制となった。

職員の能力開発のため、職員が機関内の様々な業務に対する理解を深めることを目的とした研修を実施した。

Ⅲ. 総会、理事会、評議員会の開催状況

当年度の総会、理事会、評議員会の開催状況は、以下のとおりである。

1. 総会の開催

第1回通常総会及び臨時総会を2回の計3回総会を開催した。

2. 理事会の開催状況

計57回開催し、都度、議案及び議事概要を公表した。

3. 評議員会の開催状況

計5回開催し、会員から独立した客観的な視点から本機関の重要事項を審議し、都度、議案及び議事録を公表した。

平成27年度 収入支出決算書(収入の部)

(単位:千円)

科 目	収入予算額 A	収入決定済額 B	収入予算額と収入決定済 額との差額 B-A	備考
会費収入	3,001,311	3,003,301	1,990	会員数の増による
会 費	6,000	7,990	1,990	
特別会費	2,995,311	2,995,311	—	
敷金戻入	17,709	17,709	—	
短期借入金	270,000	270,000	—	
合 計	3,289,020	3,291,010	1,990	

(注1) 計数については、円単位での計算後、千円未満を切り捨てて表示しているため、表上の合計額とは必ずしも一致しない。

(注2) <—>の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

平成27年度 収入支出決算書(支出の部)

(単位:千円)

科 目	支出予算額 A	前事業年度 からの 繰越額 B	予備費 使用額 C	流用増減額 D	支出予算 現額 E=A+B +C+D	支出 決定済額 F	翌事業年度 への繰越額 G	不用額 E-F-G	備考
人件費	775,460	—	—	—	775,460	588,218	187,241	—	
役職員給与	659,443	—	—	△ 21,000	638,443	496,416	142,026	—	
其他人件費	116,017	—	—	21,000	137,017	91,801	45,215	—	
租税公課	1,200	—	—	2,500	3,700	3,099	600	—	
固定資産関係費	716,597	—	—	45,000	761,597	748,587	13,009	—	
有形固定資産取得費	297,224	—	—	45,000	342,224	337,576	4,647	—	
無形固定資産取得費	410,733	—	—	—	410,733	404,887	5,845	—	
修繕費用	8,640	—	—	—	8,640	6,123	2,516	—	
運営費	1,150,221	—	—	△ 47,500	1,102,721	853,456	249,264	—	
短期借入金及び支払利息	271,284	—	—	—	271,284	271,181	102	—	
短期借入金返済額	270,000	—	—	—	270,000	270,000	—	—	
支払利息	1,284	—	—	—	1,284	1,181	102	—	
設立費	278,461	—	—	—	278,461	232,761	45,699	—	
予備費	95,797	—	—	—	95,797	—	95,797	—	
合 計	3,289,020	—	—	—	3,289,020	2,697,304	591,715	—	

(注1) 計数については、円単位での計算後、千円未満を切り捨てて表示しているため、表上の合計額とは必ずしも一致しない。

(注2) <—>の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

債務に関する計算書

(単位:百万円)

事項	前事業年度 末の債務額 A	本事業年度の 債務負担額 B	計 C=A+B	本事業年度の 債務消滅額 D	本事業年度 末の債務額 C-D	債務負担年限
賃貸借経費	—	2,232	2,232	111	2,120	平成37年度まで
業務運営用機器等 リース経費	—	349	349	50	298	平成32年度まで
合計	—	2,581	2,581	162	2,418	

(注1) 計数については、円単位での計算後、百万円未満を切り捨てて表示しているため、表上の合計額とは必ずしも一致しない。
(注2) <—>の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。
(注3) 金額については税抜である。

予算総則に規定した事項に係る予算の実施結果

平成27年度電力広域的運営推進機関予算総則(以下「総則」という。)に規定した事項に係る予算の実施結果は、次のとおりである。

1. 総則第2条に規定する平成27年度において債務を負担することができる限度額及び債務を負担した金額は、次の通りである。

(単位:百万円)

事項	債務負担限度額	債務負担額
賃貸借経費	2,232	2,232
業務運営用機器等 リース経費	420	349
業務委託経費	396	—

※金額については税抜である。

2. 総則第3条に規定する経費は人件費(法定厚生費を除く)、交際費で、この経費について流用は行わなかった。
3. 総則第4条に規定する収入支出予算の弾力条項については、一般会費において、予算額に比して199万円増加したが、総会運営等の必要経費に充当した。
4. 総則第5条に規定する役職員の定数及び給与については、予算において予定した定員及び給与の基準をこえてみだりに増加し、又は支給を行わなかった。

財 産 目 録

平成28年 3月31日 現在

(単位:千円)

貸借対照表科目	摘 要	金 額
(流動資産)		
現金及び預金	普通預金	596,082
前払費用	豊洲事務所4月分賃料前払 他	22,185
その他流動資産	作業応援者弁当代仮払分 他	31
流動資産合計		618,300
(固定資産)		
有形固定資産		
建物	豊洲事務所	4,230
建物付属	豊洲事務所	75,992
器具諸備品	スイッチング支援システムハード、豊洲事務所分 他	209,556
リース資産	OAシステム用機器	77,306
一括償却資産	豊洲事務所準備品 他	6,041
無形固定資産		
ソフトウェア	OAシステムソフトウェア、スイッチング支援システム 他	568,914
リース資産	OAシステムパッケージソフト	56,298
投資その他の資産		
退職給付引当資産	役職員に対する退職金支払いに備えた預金	10,215
敷金	豊洲事務所敷金	111,600
その他固定資産	プリンタ保守(長期前払費用)	864
固定資産合計		1,121,020
資 産 合 計		1,739,320
(流動負債)		
未払金	バックアップ拠点OAシステム開発 他	225,131
未払費用	役職員給与	453,945
	その他人件費	78,962
	租税公課	18
	修繕費	1,330
	賃借料	5,315
	委託費	72,218
	通信運搬費	47
	消耗品費	3,891
	旅費	544
	雑費	1,909
預り金	源泉所得税 他	2,377
短期リース債務	OAシステム	33,178
流動負債合計		878,871
(固定負債)		
退職給付引当金	役職員に対する退職金の支払いに備えたもの	10,215
リース債務	OAシステム	100,869
固定負債合計		111,085
負 債 合 計		989,956
純 資 産		749,364

(注1) 計数については、円単位での計算後、千円未満を切り捨てて表示しているため、表上の合計額とは必ずしも一致しない。
(注2) < - > の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、< 0 > の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

貸 借 対 照 表

平成28年 3月31日 現在

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	618,300	流動負債	878,871
現金及び預金	596,082	未払金	225,131
前払費用	22,185	未払費用	618,183
その他流動資産	31	預り金	2,377
		短期リース債務	33,178
固定資産	1,121,020		
有形固定資産	373,126	固定負債	111,085
建物	4,230	退職給付引当金	10,215
建物付属	75,992	リース債務	100,869
器具諸備品	209,556		
リース資産	77,306	負債合計	989,956
一括償却資産	6,041		
		(純資産の部)	
無形固定資産	625,213	利益剰余金	749,364
ソフトウェア	568,914		
リース資産	56,298	純資産合計	749,364
投資その他の資産	122,680		
退職給付引当資産	10,215		
敷金	111,600		
その他固定資産	864		
資 産 合 計	1,739,320	負債・純資産合計	1,739,320

(注1) 計数については、円単位での計算後、千円未満を切り捨てて表示しているため、表上の合計額とは必ずしも一致しない。

(注2) <—>の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

自至

平成28年3月31日

(単位:千円)

費 用 の 部		収 益 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用	2,254,096	経常収益	3,003,461
人件費	1,121,126	会費収入	3,003,461
運営費	804,614	一般会費	8,150
その他の費用	4,299	特別会費	2,995,311
租税公課	3,117		
支払利息	1,181		
修繕費	7,454		
減価償却費	94,127		
固定資産除却損	9,174		
雑損失	160		
設立費	213,139		
当期純利益	749,364		
合 計	3,003,461	合 計	3,003,461

(注2) <ー>の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

(注3) 当期純利益については翌事業年度に繰り越し、剰余金の処分は行わない。

重要な会計方針等

1. 固定資産の減価償却方法

(1) リース資産以外の固定資産

有形固定資産及び無形固定資産は定額法により行っている。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用し、一括償却資産については事業年度ごとに一括して3年間で均等償却する方法を採用している。

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっている。

(3) 有形固定資産の減価償却累計額

28,758千円

2. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

役職員の退職手当の支払いに充てるため、退職給付債務の見積額(役職員が自己都合で退職した場合の期末要支給額の全額)を計上している。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理方法

税込方式によっている。

(2) 設立費

設立費とは、本機関設立に要した費用である。本機関発足前に、広域的運営推進機関設立発起人の会が立替払いしていたものにつき、機関発足に伴い、広域的運営推進機関設立発起人の会に支払った。

(3) 運営費

本機関の運営に必要な費用であり、その内訳は以下のとおりである。

単位:千円	
賃借料	339,765
委託費	259,851
通信運搬費	29,607
消耗品費	108,204
旅費	20,353
研修費	1,777
雑費	45,054
運営費計	804,614

電力広域的運営推進機関 送配電等業務指針 新旧対照表

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
第 3 章 供給計画の取りまとめ等 (供給計画の案の調整等における考慮事項) 第 1 3 条 業務規程第 2 6 条第 1 項の調整及び業務規程第 2 8 条第 2 項の検討の際の考慮事項は次の各号に掲げるとおりとする。 一～二 (略) 三 小売電気事業者及び登録特定送配電事業者が提出した供給計画の案における 項 ア 需要実績の推移及び過去の供給計画の需要想定と比較した場合における、需要の変動の程度 イ 供給計画ガイドライン等に照らし、供給力の算定方法において著しく不合理な点があるか否か ウ 需要に対して、十分な供給力及び供給予備力が確保されているか否か エ 供給力に調達先未定分がある場合は調達の蓋然性 四 (略) 第 6 章 設備形成 (費用負担割合の決定) 第 4 7 条 広域系統整備に要する費用は、受益者が受益の程度に応じて費用を負担することを原則とし、本機関は、別表 5－1 に掲げる例を踏まえた検討の上、法令及び費用負担ガイドラインその他の国が定める指針に基づき、広域系統整備の費用負担割合を決定する。 2 ～ 4 (略)	第 3 章 供給計画の取りまとめ等 (供給計画の案の調整等における考慮事項) 第 1 3 条 業務規程第 2 6 条第 1 項の調整及び業務規程第 2 8 条第 2 項の検討の際の考慮事項は次の各号に掲げるとおりとする。 一～二 (略) 三 小売電気事業者 <u>(登録特定送配電事業者を含む。)</u> が提出した供給計画の案における考慮事項 ア 需要実績の推移及び過去の供給計画の需要想定と比較した場合における、需要の変動の程度 イ 供給計画ガイドライン等に照らし、供給力の算定方法において著しく不合理な点があるか否か ウ 需要に対して、十分な供給力及び供給予備力が確保されているか否か エ 供給力に調達先未定分がある場合は調達の蓋然性 四 (略) 第 6 章 設備形成 (費用負担割合の決定) 第 4 7 条 広域系統整備に要する費用は、受益者が受益の程度に応じて費用を負担することを原則とし、本機関は、別表 6－1 に掲げる例を踏まえた検討の上、法令及び費用負担ガイドラインその他の国が定める指針に基づき、広域系統整備の費用負担割合を決定する。 2 ～ 4 (略)

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
第 8 章 需給状況の監視のための計画提出 (本機関による計画値の変更) 第 1 4 5 条 業務規程第 1 0 9 条に定める本機関による計画値の変更は、次の各号に掲げるところにより実施する。 一 託送供給契約者又は発電契約者が本機関に対して提出する調達計画と販売計画が、翌日計画の一又は複数の断面において整合していない場合 (但し、連系線を利用しない場合に限る。) 整合していない断面における調達計画及び販売計画の値をゼロにする。 二 託送供給契約者又は発電契約者が本機関に対して提出する調達計画、販売計画及び連系線利用計画が、翌日計画の一又は複数の断面において整合していない場合 整合していない断面における調達計画及び販売計画の値を週間計画で容量登録された連系線利用計画と整合する値に変更する。 三 翌日計画以降の連系線利用計画又は通告値が、送電可否判定又は連系線の混雑処理により変更された場合 関係する調達計画と販売計画の値を変更後の連系線利用計画と整合する値に変更する。 四 1 時間前取引による約定が成立した場合 翌日計画以降の関係する販売計画及び調達計画の値を約定した取引量と整合する値に変更する。 第 1 0 章 一般送配電事業者の系統運用等 第 1 節 電力系統の運用 (電力系統の監視) 第 1 5 2 条 一般送配電事業者は、自らの供給区域における電力系統に関し、次の各号に掲げる事項を監視する。 一 周波数及び電圧の状況 二 供給区域の需給状況 三 小売電気事業者の需要及び供給力の確保に関する状況 四 発電事業者の発電量及び発電余力に関する状況 五 電力設備の運転状況 六 流通設備に流れる潮流の状況 七 その他電力系統を安定的に運用するために必要な事項 2 一般送配電事業者は、<u>小売供給を行う者が、法第 2 条の 1 2 第 1 項に規定する必要な供給力 (法第 2 7 条の 2 6 第 2 項により準用する場合を含む。)</u> を確保していないと認められる場合、当該小売供給を行う者に対して、供給力を確保するよう要請することができる。	第 8 章 需給状況の監視のための計画提出 (本機関による計画値の変更) 第 1 4 5 条 業務規程第 1 0 9 条に定める本機関による計画値の変更は、次の各号に掲げるところにより実施する。 一 託送供給契約者又は発電契約者が本機関に対して提出する調達計画と販売計画が、翌日計画の一又は複数の断面において整合していない場合 (但し、連系線を利用しない場合に限る。) 整合していない断面における調達計画及び販売計画の値をゼロにする。 二 託送供給契約者又は発電契約者が本機関に対して提出する調達計画、販売計画及び連系線利用計画が、翌日計画の一又は複数の断面において整合していない場合 整合していない断面における調達計画及び販売計画の値を週間計画で容量登録された連系線利用計画と整合する値に変更する。 三 翌日計画以降の連系線利用計画又は通告値が、送電可否判定又は連系線の混雑処理により変更された場合 関係する調達計画と販売計画の値を変更後の連系線利用計画と整合する値に変更する。 四 前日スポット取引又は 1 時間前取引による約定が成立した場合 翌日計画以降の関係する販売計画及び調達計画の値を約定した取引量と整合する値に変更する。 第 1 0 章 一般送配電事業者の系統運用等 第 1 節 電力系統の運用 (電力系統の監視) 第 1 5 2 条 一般送配電事業者は、自らの供給区域における電力系統に関し、次の各号に掲げる事項を監視する。 一 周波数及び電圧の状況 二 供給区域の需給状況 三 小売電気事業者の需要及び供給力の確保に関する状況 四 発電事業者の発電量及び発電余力に関する状況 五 電力設備の運転状況 六 流通設備に流れる潮流の状況 七 その他電力系統を安定的に運用するために必要な事項 2 一般送配電事業者は、<u>小売電気事業者 (登録特定送配電事業者を含む。以下本項において同じ。)</u> が、<u>法第 2 条の 1 2 第 1 項に規定する必要な供給力 (法第 2 7 条の 2 6 第 2 項により準用する場合を含む。)</u> を確保していないと認められる場合、当該小売電気事業者に対して、供給力を確保するよう要請することができる。

変 更 前 (変更点に下線)							変 更 後 (変更点に下線)						
(潮流調整)							(潮流調整)						
第 1 5 3 条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる方法により、流通設備に流れる潮流を、運用容量の範囲内で、電力系統の安定性を確保できる適切な値に調整するよう努める（以下「潮流調整」という。）。							第 1 5 3 条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる方法により、流通設備に流れる潮流を、運用容量の範囲内で、電力系統の安定性を確保できる適切な値に調整するよう努める（以下「潮流調整」という。）。						
一 開閉装置の操作による系統構成の変更							一 開閉装置の操作による系統構成の変更						
二 一般送配電事業者が調整力として予め確保する発電機及び一般送配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の出力の調整（発電機の起動又は停止を含む。以下同じ。）							二 一般送配電事業者が調整力として予め確保する発電機及び一般送配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の出力の調整（発電機の起動又は停止を含む。以下同じ。）						
2 一般送配電事業者は、流通設備の作業停止等を行う場合において、流通設備（但し、連系線は除く。）に流れる潮流が運用容量を超過する又は超過するおそれがある場合は、前項の発電機及び一般送配電事業者からオンラインで調整ができない発電機を保有する発電機提出者間の公平性を確保しつつ、出力調整による潮流調整効果の高い発電機の出力の調整を行う。							2 一般送配電事業者は、流通設備の作業停止等を行う場合において、流通設備（但し、連系線は除く。）に流れる潮流が運用容量を超過する又は超過するおそれがある場合は、前項の発電機及び一般送配電事業者からオンラインで調整ができない発電機を保有する発電機提出者間の公平性を確保しつつ、出力調整による潮流調整効果の高い発電機の出力の調整を行う。						
第 1 1 章 地域間連系統線の管理							第 1 1 章 地域間連系統線の管理						
第 2 節 連系統線の利用							第 2 節 連系統線の利用						
(更新した連系統線利用計画の提出)							(更新した連系統線利用計画の提出)						
第 2 0 0 条 連系統線利用者は、本機関が連系統線の潮流を監視し、計画潮流を更新するため、次の各号に掲げる計画を別表 1 1－1 で定める断面毎の提出期限までに、本機関に提出しなければならない。但し、更新前の連系統線利用計画から変更がない場合については、提出することを要さない。							第 2 0 0 条 連系統線利用者は、本機関が連系統線の潮流を監視し、計画潮流を更新するため、次の各号に掲げる計画を別表 1 1－1 で定める断面毎の提出期限までに、本機関に提出しなければならない。但し、更新前の連系統線利用計画から変更がない場合については、提出することを要さない。						
一 作業停止計画の調整用に更新された連系統線利用計画							一 作業停止計画の調整用に更新された連系統線利用計画						
二 空容量算出用に更新された連系統線利用計画							二 空容量算出用に更新された連系統線利用計画						
2 連系統線利用者は、翌日計画以降において、連系統線利用計画を関係する調達計画及び販売計画と一致させなければならない。							2 連系統線利用者は、翌日計画以降において、連系統線利用計画を関係する調達計画及び販売計画と一致させなければならない。						
別表 1 1－1 連系統線利用計画の断面及び提出スケジュール							別表 1 1－1 連系統線利用計画の断面及び提出スケジュール						
対象期間	長期計画 (第 3 ～ 第 1 0 年度)	年間計画 (第 1 ～ 第 2 年度)	月間計画 (翌月～ 翌々月)	週間計画 (翌週～ 翌々週)	翌日計画	当日計画	対象期間	長期計画 (第 3 ～ 第 1 0 年度)	年間計画 (第 1 ～ 第 2 年度)	月間計画 (翌月～ 翌々月)	週間計画 (翌週～ 翌々週)	翌日計画	当日計画
断面 (※ 1)	各年度別の 最大時 kW	日別 (※ 2) の昼間 帯、夜間帯	日別 (※ 2) の昼間 帯、夜間帯	3 0 分ごと の kWh	3 0 分ごと の kWh	3 0 分ごと の kWh	断面 (※ 1)	各年度別の 最大時 kW	日別 (※ 2) の昼間 帯、夜間帯	日別 (※ 2) の昼間 帯、夜間帯	3 0 分ごと の kWh	3 0 分ごと の kWh	3 0 分ごと の kWh

変 更 前 (変更点に下線)				変 更 後 (変更点に下線)			
		の最大時 kW			の最大時 kW		
作業停止計画の調整用に更新された連系線利用計画の提出期限	毎年 1月15日 17時	毎年 12月20日 17時		毎年 1月15日 17時	毎年 12月20日 17時		
空容量算出用に更新された連系線利用計画の提出期限	毎年 3月10日 17時	毎年 3月1日 17時		毎年 3月10日 17時	毎年 1月5日 17時	毎週火曜日 17時 (※3)	原則として30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前
(※1) 計画潮流及び空容量の単位 (※2) 「平日及び休日」単位で提出された計画は、本機関で「日別」単位に変換する。 (※3) 提出期限や更新期限が休業日に当たり期限の調整が必要になる場合は、本機関が、提出期限及び更新期限を定め、これを公表する。 (※4) 受給日の前日が休業日の場合も含む。 第2節 連系線の利用 (空おさえの禁止) 第202条 (略) 2 (略) 一～三 (略) 四 業務規程別表9-3に定める計画潮流の断面の細分化に伴い、細分化後の計画断面において、容量登録している量が実際に連系線を利用することが合理的に見込まれる量を超えているとき 五 (略) 3 (略)				(※1) 計画潮流及び空容量の単位 (※2) 「平日及び休日」単位で提出された計画は、本機関で「日別」単位に変換する。 (※3) 提出期限や更新期限が休業日に当たり期限の調整が必要になる場合は、本機関が、提出期限及び更新期限を定め、これを公表する。 (※4) 受給日の前日が休業日の場合も含む。 第2節 連系線の利用 (空おさえの禁止) 第202条 (略) 2 (略) 一～三 (略) 四 業務規程別表10-3に定める計画潮流の断面の細分化に伴い、細分化後の計画断面において、容量登録している量が実際に連系線を利用することが合理的に見込まれる量を超えているとき 五 (略) 3 (略)			
第3節 連系線の長期的な容量確保				第3節 連系線の長期的な容量確保			
(認定の対象とする契約) 第210条 電源投資の円滑化の観点から、連系線の容量を長期安定的に確保すべき契約として認定する契約は、次の各号に掲げる契約とする。なお、第1号及び第2号に掲げる契約については、将来の受給又は振替供給に係る契約であっても、認定時点の空容量の範囲内で認定を受けることができる。 一 長期固定電源に関する契約 原子力、水力（揚水式を除く。）又は地熱電源から供給される電力の受給又は振替供給に係る契約であること。 二 自然変動電源に関する契約 風力又は太陽光電源から供給される電力の受給又は振替供給に係る契約であること。 三 連系線同時建設電源に関する契約 前各号に該当する電源のほか、連系線の新設又は				(認定の対象とする契約) 第210条 電源投資の円滑化の観点から、連系線の容量を長期安定的に確保すべき契約として認定する契約は、次の各号に掲げる契約とする。なお、第1号及び第2号に掲げる契約については、将来の受給又は振替供給に係る契約であっても、認定時点の空容量の範囲内で認定を受けることができる。 一 長期固定電源に関する契約 原子力、水力（揚水式を除く。）又は地熱電源から供給される電力の受給又は振替供給に係る契約であること。 二 自然変動電源に関する契約 風力又は太陽光電源から供給される電力の受給又は振替供給に係る契約であること。 三 連系線同時建設電源に関する契約 前各号に該当する電源のほか、連系線の新設又は			

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
は増強にあわせて新設又は増設を行った電源から供給される電力の受給又は振替供給に係る契約であること。但し、当該契約が継続しており、当該契約の当事者が当該連系線の新設又は増強の費用の応分の負担を行った<u>場合に限る。</u>	は増強にあわせて新設又は増設を行った電源から供給される電力の受給又は振替供給に係る契約(業務規程第13.5条第2号イに定める供給先未定発電事業者等による連系線利用計画を含む。)であること。但し、当該電源から供給されることを前提に当該連系線の新設又は増強の費用の応分の負担が行われた<u>部分に限る。</u>
(認定に係る最大電力) 第211条 契約の認定に係る最大電力(以下「認定最大電力」という。) は、認定契約の契約書(契約書、合意書、申合書その他名称の如何を問わず契約内容を記載した書面をいう。以下同じ。) において定められた常時受電可能な電力の最大値(但し、一つの電源から発電された電気を複数の事業者が受電する場合は、契約書において当該事業者が常時受電可能な電力) から、次の各号に掲げる電力を考慮した値とする。 一 電源の定格出力を基準とし、発電所の所内電力、自家消費電力その他発電及び送電に伴い消費されるべき電力 二 原子力電源の場合において、定格熱出力一定運転によって、定格出力を超える電力 2 認定契約に関する契約書に常時受電可能な電力の値が定められていない場合には、認定最大電力は、次の第1号又は第2号に掲げる値から前項各号に掲げる電力を考慮した値とする。 一 供給計画(供給先未定発電事業者等による連系線利用計画においては、第201条第2項各号に定める書類を含む。以下、本条及び次条において同じ。)に計上されている電力(供給計画上是明示されていない)となくとも、供給力の算定根拠となつていない電力を含む。) 二 過去の実績から高い蓋然性をもって受電することが見込まれる電力 3 認定最大電力は、連系線の利用を希望する者が認定を求めた範囲を超えてはならないものとする。	(認定に係る最大電力) 第211条 契約の認定に係る最大電力(以下「認定最大電力」という。) は、認定契約の契約書(契約書、合意書、申合書その他名称の如何を問わず契約内容を記載した書面をいう。以下同じ。) において定められた常時受電可能な電力の最大値(但し、一つの電源から発電された電気を複数の事業者が受電する場合は、契約書において当該事業者が常時受電可能な電力) から、次の各号に掲げる電力を考慮した値とする。 一 電源の定格出力を基準とし、発電所の所内電力、自家消費電力その他発電及び送電に伴い消費されるべき電力 二 原子力電源の場合において、定格熱出力一定運転によって、定格出力を超える電力 2 認定契約に関する契約書に常時受電可能な電力の値が定められていない場合又は契約書が締結されていない場合には、認定最大電力は、次の第1号又は第2号に掲げる値から前項各号に掲げる電力を考慮した値とする。 一 供給計画(供給先未定発電事業者等による連系線利用計画においては、第201条第2項各号に定める書類を含む。以下、本条及び次条において同じ。)に計上されている電力(供給計画上是明示されていない)となくとも、供給力の算定根拠となつていない電力を含む。) 二 過去の実績から高い蓋然性をもって受電することが見込まれる電力 3 認定最大電力は、連系線の利用を希望する者が認定を求めた範囲を超えてはならないものとする。
第12章 作業停止計画の調整 (作業停止計画の調整における考慮事項) 第244条 本機関又は一般送配電事業者が、電力設備の作業停止計画の調整を行うにあたっては、次の各号に掲げる事項(一般送配電事業者が行う調整においては第11号を除く。)を考慮の上、行う。但し、第1号から第6号に掲げる事項を重視するものとする。 一 公衆安全の確保 二 作業員の安全確保 三 電力設備の保全 四 作業停止期間中の供給信頼度 五 作業停止期間中の調整力 六 作業停止期間中の一般送配電事業者の供給区域の供給力 七 需要の抑制又は停止を伴う作業停止計画における需要家の作業計画 八 発電の抑制若しくは停止又は連系線混雑の回避 九 作業停止期間の短縮及び作業の効率化 十 電気供給事業者間の公平性の確保 十一 複数の連系線の同時期の停止の回避 2 本機関又は一般送配電事業者が、作業停止計画の調整を行うにあたっては、発電機の出	第12章 作業停止計画の調整 (作業停止計画の調整における考慮事項) 第244条 本機関又は一般送配電事業者が、電力設備の作業停止計画の調整を行うにあたっては、次の各号に掲げる事項(一般送配電事業者が行う調整においては第11号を除く。)を考慮の上、行う。但し、第1号から第6号に掲げる事項を重視するものとする。 一 公衆安全の確保 二 作業員の安全確保 三 電力設備の保全 四 作業停止期間中の供給信頼度 五 作業停止期間中の調整力 六 作業停止期間中の一般送配電事業者の供給区域の供給力 七 需要の抑制又は停止を伴う作業停止計画における需要家の作業計画 八 発電の抑制若しくは停止又は連系線混雑の回避 九 作業停止期間の短縮及び作業の効率化 十 電気供給事業者間の公平性の確保 十一 複数の連系線の同時期の停止の回避 2 本機関又は一般送配電事業者が、作業停止計画の調整を行うにあたっては、発電機の出

変 更 前 (変更点に下線)		変 更 後 (変更点に下線)																																											
力の増加又は抑制によって流通設備（但し、連系統は除く。）に流れる潮流調整を行う必要が生じた場合には、潮流調整の効果及び <u>発電契約者</u> 間の公平性を考慮の上、 <u>発電機</u> の出力の増加又は抑制の対象となる <u>発電契約者</u> を選定しなければならない。		力の増加又は抑制によって流通設備（但し、連系統は除く。）に流れる潮流調整を行う必要が生じた場合には、潮流調整の効果及び <u>発電計画提出者</u> 間の公平性を考慮の上、出力の増加又は抑制の対象となる <u>発電機</u> を選定しなければならない。																																											
第 13 章 系統情報の公表 (系統情報の公表) 第 245 条 一般送配電事業者及び送電事業者は、系統情報ガイドラインに基づき、次の各号に掲げるものを除き、電力系統の利用に資する情報を当該一般送配電事業者及び送電事業者のウェブサイトにおいて公表する。 一 国や地方公共団体の重要な機能の喪失に繋がるおそれがあるもの 二 特定の電力の供給契約に係る契約条件等に関するもの 2 前項により公表する情報の項目、公表手段及び公表時期は、別表 13-1 に定めるところによる。 3 一般送配電事業者は、本機関が系統情報ガイドラインに基づき、系統情報の公表を行うために必要となる情報を、遅滞なく本機関に提供しなければならない。		第 13 章 系統情報の公表 (系統情報の公表) 第 245 条 一般送配電事業者及び送電事業者は、系統情報ガイドラインに基づき、次の各号に掲げるものを除き、電力系統の利用に資する情報を当該一般送配電事業者及び送電事業者のウェブサイトにおいて公表する。 一 国や地方公共団体の重要な機能の喪失に繋がるおそれがあるもの 二 特定の電力の供給契約に係る契約条件等に関するもの 2 前項により公表する情報の項目、公表手段及び公表時期は、別表 13-1 に定めるところによる。 3 電気事業者は、業務規程第 168 条第 3 項に基づき、本機関から系統情報ガイドラインに基づき、系統情報の公表を行うために必要となる情報の提供を要請された場合は、遅滞なくこれに応じなければならない。																																											
別表 13-1 一般送配電事業者及び送電事業者が公表する情報及び公表の手段、時期		別表 13-1 一般送配電事業者及び送電事業者が公表する情報及び公表の手段、時期																																											
<table><tr><th>情報項目</th><th>公表の手段</th><th>公表時期</th></tr><tr><td>(a) 一般送配電事業者及び送電事業者の系統ルール ・情報公表ルール ・設備形成ルール ・系統アクセスルール ・系統運用ルール</td><td>一般送配電事業者及び送電事業者のウェブサイトのウェブサイト</td><td>都度</td></tr><tr><td>(b) 流通設備計画 ・流通設備設計画 (※1)</td><td>同上</td><td>同上</td></tr><tr><td>(c) 系統の空容量 ・系統の空容量に関し、簡易的に地図上に記載した送電系統図 (特別高圧以上) (※2)</td><td>一般送配電事業者のウェブサイトのウェブサイト</td><td>同上</td></tr><tr><td>(d) 需給関連情報 (需給予想) ・供給区域の需要電力 翌日：翌日の最大時需要電力と予想時刻 当日：当日の最大時需要電力と予想時刻 ・供給区域の最大需要電力に対する供給電力 翌日：翌日の供給電力 当日：当日の供給電力</td><td>同上</td><td>翌日：前日 18 時頃 当日：当日 9 時頃</td></tr><tr><td>(e) 需給関連情報 (電力使用状況) ・供給区域の需要電力の現在値 ・供給区域の当日及び前日 (※3) の需要実績カーブ ・供給区域の当日の最大電力実績と発生時刻</td><td>同上</td><td>都度</td></tr><tr><td>(新設)</td><td>(新設)</td><td>(新設)</td></tr></table>		情報項目	公表の手段	公表時期	(a) 一般送配電事業者及び送電事業者の系統ルール ・情報公表ルール ・設備形成ルール ・系統アクセスルール ・系統運用ルール	一般送配電事業者及び送電事業者のウェブサイトのウェブサイト	都度	(b) 流通設備計画 ・流通設備設計画 (※1)	同上	同上	(c) 系統の空容量 ・系統の空容量に関し、簡易的に地図上に記載した送電系統図 (特別高圧以上) (※2)	一般送配電事業者のウェブサイトのウェブサイト	同上	(d) 需給関連情報 (需給予想) ・供給区域の需要電力 翌日：翌日の最大時需要電力と予想時刻 当日：当日の最大時需要電力と予想時刻 ・供給区域の最大需要電力に対する供給電力 翌日：翌日の供給電力 当日：当日の供給電力	同上	翌日：前日 18 時頃 当日：当日 9 時頃	(e) 需給関連情報 (電力使用状況) ・供給区域の需要電力の現在値 ・供給区域の当日及び前日 (※3) の需要実績カーブ ・供給区域の当日の最大電力実績と発生時刻	同上	都度	(新設)	(新設)	(新設)	<table><tr><th>情報項目</th><th>公表の手段</th><th>公表時期</th></tr><tr><td>(a) 一般送配電事業者及び送電事業者の系統ルール ・情報公表ルール ・設備形成ルール ・系統アクセスルール ・系統運用ルール</td><td>一般送配電事業者及び送電事業者のウェブサイトのウェブサイト</td><td>都度</td></tr><tr><td>(b) 流通設備計画 ・流通設備設計画 (※1)</td><td>同上</td><td>同上</td></tr><tr><td>(c) 系統の空容量 ・系統の空容量に関し、簡易的に地図上に記載した送電系統図 (特別高圧以上) (※2)</td><td>一般送配電事業者のウェブサイトのウェブサイト</td><td>同上</td></tr><tr><td>(d) 需給関連情報 (需給予想) ・供給区域の需要電力 翌日：翌日の最大時需要電力と予想時刻 当日：当日の最大時需要電力と予想時刻 ・供給区域の最大需要電力に対する供給電力 翌日：翌日の供給電力 当日：当日の供給電力</td><td>同上</td><td>翌日：前日 18 時頃 当日：当日 9 時頃</td></tr><tr><td>(e) 需給関連情報 (電力使用状況) ・供給区域の需要電力の現在値 ・供給区域の当日及び前日 (※3) の需要実績カーブ ・供給区域の当日の最大電力実績と発生時刻</td><td>同上</td><td>都度</td></tr><tr><td>(f) 需給関連情報 (需給実績) ・供給区域の需要実績 (1 時間値) ・供給区域の供給実績 (電源種別、1 時間値)</td><td>同上</td><td>四半期毎</td></tr></table>		情報項目	公表の手段	公表時期	(a) 一般送配電事業者及び送電事業者の系統ルール ・情報公表ルール ・設備形成ルール ・系統アクセスルール ・系統運用ルール	一般送配電事業者及び送電事業者のウェブサイトのウェブサイト	都度	(b) 流通設備計画 ・流通設備設計画 (※1)	同上	同上	(c) 系統の空容量 ・系統の空容量に関し、簡易的に地図上に記載した送電系統図 (特別高圧以上) (※2)	一般送配電事業者のウェブサイトのウェブサイト	同上	(d) 需給関連情報 (需給予想) ・供給区域の需要電力 翌日：翌日の最大時需要電力と予想時刻 当日：当日の最大時需要電力と予想時刻 ・供給区域の最大需要電力に対する供給電力 翌日：翌日の供給電力 当日：当日の供給電力	同上	翌日：前日 18 時頃 当日：当日 9 時頃	(e) 需給関連情報 (電力使用状況) ・供給区域の需要電力の現在値 ・供給区域の当日及び前日 (※3) の需要実績カーブ ・供給区域の当日の最大電力実績と発生時刻	同上	都度	(f) 需給関連情報 (需給実績) ・供給区域の需要実績 (1 時間値) ・供給区域の供給実績 (電源種別、1 時間値)	同上	四半期毎
情報項目	公表の手段	公表時期																																											
(a) 一般送配電事業者及び送電事業者の系統ルール ・情報公表ルール ・設備形成ルール ・系統アクセスルール ・系統運用ルール	一般送配電事業者及び送電事業者のウェブサイトのウェブサイト	都度																																											
(b) 流通設備計画 ・流通設備設計画 (※1)	同上	同上																																											
(c) 系統の空容量 ・系統の空容量に関し、簡易的に地図上に記載した送電系統図 (特別高圧以上) (※2)	一般送配電事業者のウェブサイトのウェブサイト	同上																																											
(d) 需給関連情報 (需給予想) ・供給区域の需要電力 翌日：翌日の最大時需要電力と予想時刻 当日：当日の最大時需要電力と予想時刻 ・供給区域の最大需要電力に対する供給電力 翌日：翌日の供給電力 当日：当日の供給電力	同上	翌日：前日 18 時頃 当日：当日 9 時頃																																											
(e) 需給関連情報 (電力使用状況) ・供給区域の需要電力の現在値 ・供給区域の当日及び前日 (※3) の需要実績カーブ ・供給区域の当日の最大電力実績と発生時刻	同上	都度																																											
(新設)	(新設)	(新設)																																											
情報項目	公表の手段	公表時期																																											
(a) 一般送配電事業者及び送電事業者の系統ルール ・情報公表ルール ・設備形成ルール ・系統アクセスルール ・系統運用ルール	一般送配電事業者及び送電事業者のウェブサイトのウェブサイト	都度																																											
(b) 流通設備計画 ・流通設備設計画 (※1)	同上	同上																																											
(c) 系統の空容量 ・系統の空容量に関し、簡易的に地図上に記載した送電系統図 (特別高圧以上) (※2)	一般送配電事業者のウェブサイトのウェブサイト	同上																																											
(d) 需給関連情報 (需給予想) ・供給区域の需要電力 翌日：翌日の最大時需要電力と予想時刻 当日：当日の最大時需要電力と予想時刻 ・供給区域の最大需要電力に対する供給電力 翌日：翌日の供給電力 当日：当日の供給電力	同上	翌日：前日 18 時頃 当日：当日 9 時頃																																											
(e) 需給関連情報 (電力使用状況) ・供給区域の需要電力の現在値 ・供給区域の当日及び前日 (※3) の需要実績カーブ ・供給区域の当日の最大電力実績と発生時刻	同上	都度																																											
(f) 需給関連情報 (需給実績) ・供給区域の需要実績 (1 時間値) ・供給区域の供給実績 (電源種別、1 時間値)	同上	四半期毎																																											

変 更 前 (変更点の下線)			変 更 後 (変更点の下線)		
(<u>上</u>) 再生可能エネルギーの出力抑制に関する情報 (※4) ・出力抑制が行われた日、時間帯 ・その時間帯ごとの給電指令が行われた出力の合計 ・理由 (「下げ調整力不足」などの要因) (※1) 最新の供給計画において記載されているものとする。 (※2) 系統情報ガイドラインによる。 (※3) 過日分の参考日を対象として表示する場合もある。 (※4) 公表する事項は、F I T 法施行規則 (平成24年6月18日経済産業省令第46号)」に準ずる。 (注) 送電事業者は、(a) 及び (b) のみを公表するものとする。但し、(a) については系統運用ルールを除く。	同上	出力抑制が行われた日の属する月の翌月	(<u>下</u>) 再生可能エネルギーの出力抑制に関する情報 (※4) ・出力抑制が行われた日、時間帯 ・その時間帯ごとの給電指令が行われた出力の合計 ・理由 (「下げ調整力不足」などの要因) (※1) 最新の供給計画において記載されているものとする。 (※2) 系統情報ガイドラインによる。 (※3) 過日分の参考日を対象として表示する場合もある。 (※4) 公表する事項は、F I T 法施行規則 (平成24年6月18日経済産業省令第46号)」に準ずる。 (注) 送電事業者は、(a) 及び (b) のみを公表するものとする。但し、(a) については系統運用ルールを除く。	同上	出力抑制が行われた日の属する月の翌月
	第14章 需要者スイッチング支援 (同一供給地点におけるアンマッチの解消) 第259条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合 (以下「アンマッチ」という。) は、小売電気事業者と協議の上、アンマッチの解消に努める。 一 契約中の供給地点に再点申込みがなされたにもかかわらず、合理的な期間内に廃止申込みがなされない場合 二 再点日と廃止日が同一かつ再点希望時間が先行している場合 (新設) 2 小売電気事業者は、アンマッチが生じたことを認識した場合は、一般送配電事業者と協議に応じ、アンマッチの解消に協力する。				
	(新設)				
	附則 (平成28年 月 日) (施行期日) 第1条 本指針は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。 (需給関連情報 (需給実績) の公表) 第2条 一般送配電事業者は、別表13-1 (f) に定める需給関連情報 (需給実績) の公表については、一般送配電事業者において必要となるシステムの改修完了後から行う。				

業務規程第 189 条に基づく時期又は期限の暫定的な変更

本機関は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 5 月 18 日までの期間において、業務規程第 189 条に基づき本規程に定める時期又は期限の暫定的な変更を行った事実及びその理由について、以下のとおり報告する。

1. 平成 27 年度実施分

(1) 需要想定要領の改正時期

変更前の時期又は期限：11月上旬

変更後の時期又は期限：経済産業省令の改正後

変更理由等：今回の需要想定要領改正には、経済産業省令の改正を受けて実施する内容が含まれるが、省令の改正が11月には施行されない見通しのため（第35回理事会（11月11日開催）

なお、経済産業省令は平成28年3月11日公布、平成28年4月6日に需要想定要領の改正を行い、公表した。

(2) 連系線空容量、運用容量、マージン、計画潮流の公表時期

変更前の時期又は期限：3月31日（長期）

3月15日（年間）

毎月20日（月間）

毎週木曜日（週間）

変更後の時期又は期限：広域機関新システムへの移行等の準備ができ次第

変更理由等：広域機関新システムの本格運用に向けた移行に伴う措置のため（第54回理事会（3月15日開催）及び第57回理事会（3月29日開催）

変更対象：長期（平成30年度から平成37年度）

年間（平成28年5月から平成30年3月）

月間（平成28年4月、5月）

週間（平成28年4月1日以降分）

(3) 連系線利用計画（年間・月間・週間）の更新時期

変更前の時期又は期限：3月15日（年間）

毎月20日（月間）

毎週木曜日（週間）

変更後の時期又は期限：広域機関新システムへの移行等の準備ができ次第

変更理由等：広域機関新システムの本格運用に向けた移行に伴う措置のため

（第54回理事会 3月15日）

変更対象：年間（平成28年5月から平成30年3月）

月間（平成28年4月、5月）

週間（平成28年4月1日以降分）

（4）供給計画の経済産業大臣への送付時期

変更前の時期又は期限：平成28年3月31日

変更後の時期又は期限：平成28年6月30日

変更理由等：経済産業省令第19号（平成28年3月11日）により、平成28年度供給計画を取りまとめる時期について6月30日となるため（第57回理事会（3月29日開催））

（5）需給バランス評価の公表時期

変更前の時期又は期限：平成28年3月31日

変更後の時期又は期限：平成28年6月30日

変更理由等：経済産業省令第19号（平成28年3月11日）により、平成28年度供給計画を取りまとめる時期について6月30日となるため（第57回理事会（3月29日開催））

（6）受給関連情報（年間計画）の公表時期

変更前の時期又は期限：平成28年3月31日

変更後の時期又は期限：平成28年6月30日

変更理由等：経済産業省令第19号（平成28年3月11日）により、平成28年度供給計画を取りまとめる時期について6月30日となるため（第57回理事会（3月29日開催））

2. 平成28年度実施分（平成28年5月18日まで）

（1）連系線空容量、運用容量、マージン、計画潮流の公表時期

変更前の時期又は期限：毎月20日（月間）

変更後の時期又は期限：広域機関システムにおける連系線利用計画機能の段階的運用の準備が整い次第

変更理由等：広域機関システムにおける連系線利用計画機能の段階的運用開始の準備が整っていないため（第60回理事会（4月20日開催））

変更対象：月間（平成２８年５月、６月）

（２）連系線利用計画（月間）の更新時期

変更前の時期又は期限：毎月２０日（月間）

変更後の時期又は期限：広域機関システムにおける連系線利用計画機能の段階的運用の準備が整い次第

変更理由等：広域機関システムにおける連系線利用計画機能の段階的運用開始の準備が整っていないため（第６０回理事会（４月２０日開催）

変更対象：月間（平成２８年５月、６月）

監 査 報 告 書

電気事業法（以下、「法」という）第 28 条の 20 第 3 項及び第 28 条の 49 第 2 項の規定に基づき、電力広域的運営推進機関（以下、「本機関」という。）の平成 27 事業年度に係る監査を実施した結果を以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査計画・監査方針を定めた上で、理事長、理事、監査室その他職員と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、会計監査の分野及び業務監査の分野を中心に調査を行い、その結果を監事間で協議しました。

具体的には、3 回の総会、57 回の理事会その他の重要な会議に出席し、議案、重要な決裁文書、経済産業大臣に提出する文書、報告書、会計帳簿、会計書類等を閲覧及び調査し、本機関の理事等から、職務の執行状況等について報告を受け、随時説明を求めました。また、監査室と 23 回の情報連絡会を実施し、内部監査結果について、緊密な連携を図りました。

以上の方法により、法令・諸規程等の規定に従い、適正かつ効率的な業務の運営が行われているか等の観点から監査を実施しました。

2. 監査の結果

- (1) 本機関の業務運営は法令・諸規程に従って適正に実施され、理事会決議の内容は相当であると認めます。
- (2) 役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はないものと認めます。
- (3) 平成 27 事業年度の「財務諸表等」（財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び決算報告書）は、法第 28 条の 49 第 2 項の規定に基づく監事の意見書のとおり本機関の財政状態及び経営成績を適正に表示しているものと認めます。

平成 28 年 5 月 11 日

電力広域的運営推進機関

監事 水 嶋 利 夫 印

監事 高 木 佳 子 印

電気事業法第 28 条の 4 第 2 項の規定による 監事の意見書

1. 監査の概要

電力広域的運営推進機関（以下、「本機関」という。）の平成 27 事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び決算報告書（以下、「財務諸表等」という。）について、理事会その他の重要な会議に出席し、会計書類、重要な決裁文書及び報告書を閲覧及び調査し、本機関の理事等から職務の執行状況等について定期的に報告を受け、随時説明を求めること、及び監査室と内部監査結果について緊密な連携を図ることにより、監査を実施しました。

2. 意 見

平成 27 事業年度の財務諸表等は、法令及び会計規程等に基づき、本機関の当年度における財政状態及び経営成績を適正に表示しているものと認めます。

平成 28 年 5 月 11 日

電力広域的運営推進機関

監事 水 嶋 利 夫 ⑩

監事 高 木 佳 子 ⑩

総会会場ご案内図



会場 大手町サンケイプラザ 4F ホール（東京都千代田区大手町1-7-2）

交通 東京メトロ丸の内線・東西線・千代田線・半蔵門線・都営地下鉄三田線「大手町駅」
A4・E1 出口直結

JR「東京駅」丸の内北口より徒歩7分

駐車場の用意は致しておりませんので、予めご了承ください